

(様式第1号)

奈良県地域貢献サポート基金 団体登録申請書

令和7年 12月 16日

奈良県知事殿

応募団体の資格を有する団体であることを宣誓し、以下の添付書類とともに提出します。

団体名 一般社団法人曾爾村農林業公社
代表者職氏名 芝田秀数

団体名	一般社団法人 曾爾村農林業公社		
主たる事務所の所在地	〒633-1214 奈良県宇陀郡曾爾村大字長野62		
代表者職氏名	芝田秀数		
活動の開始年月 ※法人にあっては設立 登記年月日	平成28年6月24日	会員総数	18名
活動の分野 (主なもの3つ程度まで に○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 3. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 ⑥ 農山漁村の振興 ⑦ 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ ⑪ 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18. 子どもの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体の連携・支援 26. その他 ()		
主な活動地域 (市町村)	曾爾村		
これまでの 主な活動実績	<農業振興事業> 新規就農者育成、農作業受託・直営圃場運営、米のブランド化 <地域イノベーション事業> 対面・オンラインによる農産物や加工品の販売(そののわマルシェ) 規格外トマトを使用したトマトソースなどの独自商品の開発(そののわの台所katte) <薬草事業> 大和当帰・キハダ・榧などの仕入れ販売や独自商品の開発・販売 「ぬるべの郷曾爾村 和ハーブ教室」の企画運営 <林業振興事業> 製材拠点を活用した薪の製造・販売		
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組 みたい活動内容)	<薬草事業>の取り組みである「ぬるべの郷曾爾村和ハーブ教室」。曾爾村の暮らしに溶け込んだ「足元のたからもの」である薬草の価値を改めて村内外の方に知っていただきたいという想いで始まりました。曾爾村には今も薬草を使ったお茶や化粧水などを手作りして健康を維持しているおじいちゃんおばあちゃんが暮らしています。その文化と恵まれた自然環境を曾爾村の魅力の一つとして知ってもらい、人口減		

	<p>少が進む 1200 人の村の関係人口を増やしていきたいです。</p> <p>イベントでは参加費をいただいておりますが、薬草専門家や薬草ランチを提供するシェフへの謝礼など費用がかかるため、気軽に参加していただく環境が作れずにいます。少しでも多くの方に参加していただくための寄付を賜りたく、登録させていただきました。</p>
ホームページ	<p>有(そののわ 曾爾村農林業公社、地域イノベーション・プロジェクト)</p> <p>(オンラインショップ: そののわマルシェ) (そののわの台所 katte: そののわの台所 katte) / 無</p>

[添付書類]

- ・団体の定款、規約、会則等(※)
- ・団体役員名簿(※)
- ・直近 1 年間の事業報告書(※)
- ・直近 1 年間の収支計算書(※)

(※) 特定非営利活動法人の場合については、提出不要です。

一般社団法人曾爾村農林業公社 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人曾爾村農林業公社（以下、「公社」という）と称する。

(主たる事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を 奈良県宇陀郡曾爾村 に置く。

2 公社は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 公社は、奈良県宇陀郡曾爾村における農林業と農村の振興と農林業経営の安定向上に資するため、農林産物のブランド化や新産地形成、地域農林業を担う人材づくり、地域資源を活用した農村の活性化に関する事業を行うことにより、地域農林業農村の持続的発展と地域社会経済の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多様な地域農林業の担い手の確保・育成及び研修に関すること
- (2) 村内の農地の担い手・新規就農者等への貸し出しに関すること
- (3) 遊休農地における新産地形成に関すること
- (4) 耕作放棄地、農地の一括借受による農業の事業継承及び農業経営に関すること
- (5) 農林産物のブランド化・有利販売に関すること
- (6) 農産・林産加工品の開発・製造・販売に関すること
- (7) 新規作物の研究開発に関すること
- (8) 集約型林業の推進と林業従事者の確保に関すること
- (9) 農林業者と実需者・加工・流通業者等との連絡調整に関すること
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 公社に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 公社の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 公社の事業に賛同して支援するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 会社の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会社の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 会社の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、会社に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 会社は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、奈良県宇陀郡曾爾村は3個、その他の正会員は各1個とする。

(開会の定足数)

第17条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 会社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、会社を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与)

第 28 条 会社に顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会において選任する。

3 顧問は、次の職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

4 参与は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 会社に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 会社の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 会計

(事業年度)

第 34 条 公社の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 公社の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 公社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 37 条 公社が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金を除き、理事会の決議及び社員総会において正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

2 公社が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

(剰余金の分配)

第 38 条 公社は、剰余金の分配はしない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 公社は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 公社が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は曾爾村に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 公社の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 43 条 公社の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、事務局長は代表理事が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は代表理事が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第 11 章 附則

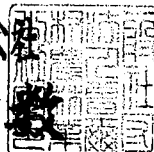
(委任)

第 44 条 この定款に定めるもののほか、公社の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が定める。

以上は、当法人の現行定款である。

平成 29 年 5 月 22 日

一般社団法人 曾爾村農林業公社
代表理事 芝田 秀 敬



事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 耕作放棄地化防止事業	農作業受託サービス事業		田植え作業受託受付			稲刈り・耕耘作業受託受付						
	オペレーター育成事業		田植え・草刈り・稲刈り作業を現地研修									
	農機具の貸出											
	農地掘り起こし・マッチング	マッチング業務										
	就農に向けた総合相談						随時相談対応					
	自社ほ場運営	土作り	5/14,15田植え			管理	9/10~12収					
	曾爾水田サポーター制度		5/25田植え 6/22草引き				9/15稲刈り 10/19収穫祭					
2 米ブランド化	曾爾米仕入販売事業	5年産米仕入れ販売					6年産米検査	6年産米仕入れ販売				
	曾爾米ブランド化協議会事務局	5/30通常総会	7/3,24葉緑素測定			10/10食味測定	12/6,7視察@山梨県北杜市	12/25理事会 1/27定例会				
3 野菜ブランド化	飲食店向け卸売事業			毎週月曜提案、火曜受注、木曜発送							2/28生産者会議	
	ネット販売事業			毎週木曜発送、野菜セット定期便等					寒熟ほうれん草の鍋セット			
	野菜販売事業者向け販売事業			中規模ロットでの野菜卸販売				1/31有機農産物商談会@神戸市				
				各種集荷拠点(榛原)への共同配送便								
4 村内イベント	マルシェ開催	そののわマルシェ(月1~2回)	6/19,26出張マルシェ(9大字)	8/13夏祭り	9/4そののふんどまあげつと			11/3 曾爾旬の市			2/19出張マルシェ(9大字)	
	村外イベント		7/13-19奈良まほろば館 7/17 近大マルシェ			10/19-20 かぐや姫祭り 10/19シェフェスタ		11/2 近大学園祭	11/30-12/1 あべのハルカス			

主な事業

耕作放棄地化防止事業	<p>○農作業受託 高齢化、農業機械の更新控えにより年々需要が高まってくることを見越し、今年度も農作業受託サービスを実施しました。</p> <p>令和6年度春期:3件51a 秋期:11件1.5ha</p> <p>○自社ほ場運営 小長尾地区において、景観維持のため地権者から土地を借り受け、自社ほ場として運営し、米粉用米を栽培しました。 SONI SUMMITと連携して田植え体験会を実施しました。</p> <p>8件78a(農地集約化実施・米粉用米として出荷)</p>
米ブランド化を通じた米農家経営支援事業	<p>ブランド米の仕入・販売状況は、次の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5年産実績 5850kg(195袋/30kg) ・R6年産見通し 5940kg(198袋/30kg) <p>前年度に続き高級ホテル「セトレならまち」の朝食メニューに採用、新たに1名の新規会員が加わり、令和6年産の作付け面積は拡大しました。</p>
野菜ブランド化・流通販売を通じた生産者支援事業	<p>■ECサイトを活用した野菜・加工品詰め合わせセット(定期便) 令和6年度 計17セット</p> <p>ECサイトそののわマルシェネット便では、地域イノベーション商品の開発の背景や想い、野菜と組み合わせた食べ方の提案等、商品の価値を様々な方法で伝えられるように、地域の方と協力して作り上げました。</p> <p>■テロワール便 令和6年度 毎週木曜日または金曜日配送</p> <p>■JA生産者部会の販売支援 トマト:規格外トマトの買い取り販売 ほうれん草:マルシェネット便等での使用 大和寒熟ほうれん草鍋セット 計30セット</p> <p>■新たな流通構築事業(主に坂ノ途中) 販売の受け皿のない新規就農者等の生産者の増加を見据え、市場や関係事業者と連携した卸売流通の構築に努めました。</p> <p>■共同配送便の運行 毎週月・水・金曜日 曾爾と榛原間の配送が重複している生産者が多いことから公社がまとめて配送</p> <p>■そののわの台所 katteでの店舗販売 観光客向けではなく、地産地消を目指した取り組みとしてkatteでのマルシェや出張マルシェを開催</p> <p>■村外イベントへの出店 近畿大学農学部学園祭やあべのハルカス奥大和物産展などに 出店し、加工品と併せて曾爾村産農産物をPR</p>



田植え受託作業の様子(奥西氏圃場)



セトレならまちで宿泊客に毎朝提供されている曾爾米のおにぎり



そののわマルシェ定期便



野菜の箱詰め作業風景(そののわの台所katte)



共同配送便事業(積み込みの様子)



規格外トマトの買い取り・販売事業

令和5年度農林業公社事業経過報告書

科目: 林業振興事業

事業名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	製材所の活用 薪製造 イベント等での活用	←—————→											
						薪製造作業							

主な事業

薪・薪ストーブの活用	薪販売はコロナ禍の影響もあり、青少年自然の家でのキャンプファイヤー需要が減少しました。今後需要にの掘り起こしに努めていきます。
------------	-----------------------------------------------------------------



科目:薬草事業

事業名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	大和当帰産地 化事業		油長酒造・ファームガーデンなどへの卸売販売、katte加工品の原料としての使用											
2	よもぎ産地化 事業		ヨモギの収穫・販売											
3	榧事業	ナッツ製造販売						収穫		ナッツ製造販売				
4	蒸溜事業	試験蒸溜・ラベルデザイン制作						精油・蒸留水の製造販売						
5	その他事業						キハダ・ナツメの収穫・加工・販売							

大和当帰 産地化事業	村内で生産された大和当帰の販売に注力しました。奈良市内等のレストランで食材利用していただくほか、御所市の油長酒造・ファームガーデン等に商品の原料として納品しました。
よもぎ 産地化事業	村内で生産されたよもぎの販売ルートの確保に注力しました。東吉野の深吉野ヨモギ加工組合や榛原の社会福祉法人ぷろぼの等に商品の原料として納品しました。柔らかく香り高い春の新芽は粉末用(食用)に、夏以降に収穫したものは入浴剤またはお茶用に利用していただいています。
榧事業	昔はおやつとして食された榧が豊かさとともに活用されることが少なくなっていたことに着目し、オンリーワンの地域資源ともいえる榧を素材とした商品製造と販売に取り組んできました。奈良市内等のレストランで食材利用していただくほか、ローストナッツとして店頭やオンラインで販売を行いました。
蒸溜事業	榧の果皮・柚子の皮・檜の材を使用した精油(曾爾の香り3種)の商品開発に取り組みました。榧は活用頻度の低かった果皮部分を、柚子はこれまで廃棄されていた皮を小長尾のゆず生産組合たわわから仕入れ、檜の材は森林組合から調達し滋賀の蒸留所に蒸留を委託しました。店頭・オンラインで販売しているほか、村内宿泊施設でも試験販売を行いました。
その他事業	キハダやナツメなど、地域の未利用資源にも着目し、油長酒造などの取引先に販売しました。



科目:林業振興事業

事業名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	製材所の活用 薪製造 イベント等での活用	薪製造作業											

主な事業

薪・薪ストーブ の活用	青少年自然の家でのキャンプファイヤー需要に対応し、薪の製造・販売に取り組めました。
----------------	-------------------------------------------



薪ストーブ用
(村内外の家庭)

科目：地域イノベーション事業

事業名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	地域イノベーション団体等支援事業	各取引先に向けて営業・卸売販売を通年で実施											
	販路開拓・プロモーション事業	1/22.23FOOD STAYLE関西											
2	katte 農産加工品製造販売	6/19.26 出張そこのわマルシェ											
	特産品製造販売事業	2/19 出張そこのわマルシェ											
	商品開発等相談事業	7/13~19東京 まほろば館出店、セミナー											
		11/30.12/1 あべのハルクス近鉄本店出											

主な事業

地域イノベーション団体等支援事業	<p>地域資源を生かした商品づくりに取り組む、地域発の団体の販路開拓・PR及び卸販売などの事業支援を行いました。</p> <p>新たな取組みとして、東京の奈良まほろば館にて曾爾村のkatteの取組みやトマト栽培、樞の実を中心とするセミナーを開催しました。同時にまほろば館1階のショップで商品を販売することにより参加者の方の導線が確保され、より多くの方に曾爾村と商品をご紹介出来ました。</p> <p>現在の主な販売ルート▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良銘品館(奈良県庁横バスターミナル) ・蔦屋書店(奈良市役所前) ・ホテル奈良(奈良市大宮町) ・奈良まほろば館(東京都新橋) ・中川政七商店(奈良市三条) <p>村内の賑わいや所得向上および雇用創出につなげるべく、次年度も支援を実施します。地域によっては高齢化とともに人手不足が深刻となっており、今後、村の若者や移住者等への継業も見据えた取り組みも検討します。</p>
------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



奈良まほろば館での店頭販売、セミナーの様子



あべのハルクス近鉄本店にてイベント販売



FOOD STAYLE関西に出展。多くのバイヤーとの商談から今後への繋がりが生まれました。

農産加工品製造事業	<p>①オリジナル商品の販売 村の特産品開発事業でできたレシピをもとに、曾爾村の農林産物を使用したトマトソース、玄米グラノーラ、焼肉のたれ等の製造販売を行いました。</p> <p>・販売方法 katteショップルーム そこのわマルシェ・出張そこのわマルシェ 村内外のイベント出展 卸売(地域イノベーション商品と連動)</p> <p>②飲食物の提供販売 曾爾村の素材を生かした飲食物をマルシェ等のイベントで提供しました。</p>
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



出張そこのわマルシェの様子

	収入					支出					収支	
	村(单独)	収益			計	販管費	固定資産	営業外支出	仕入	小計	公益事業	収益事業
		売上	営業外収入	利息・配当								
1. 一般管理	23,654,106	0	0	697	23,654,803	23,897,908	631,730		0	24,529,638	—	—
公益事業	23,654,106				23,654,106	23,022,376	631,730			23,654,106	0	0
収益事業				697	697	875,532				875,532		-874,835
2. 農業振興事業	1,216,596	14,668,267	0	0	15,884,863	3,829,511			10,402,725	14,232,236	—	—
公益事業	1,216,596				1,216,596	1,216,596				1,216,596	0	—
収益事業	0	14,668,267	0	0	14,668,267	2,612,915			10,402,725	13,015,640	—	1,652,627
3. 林業振興事業	273,994	248,150		0	522,144	393,684			36,500	430,184	—	—
公益事業	273,994	0	0	0	273,994	273,994				273,994	0	—
収益事業		248,150			248,150	119,690			36,500	156,190	—	91,960
4. 地域創生事業	325,016	4,636,380	0	0	4,961,396	1,062,888			2,587,667	3,650,555	—	—
公益事業	325,016				325,016	325,016				325,016	0	—
収益事業		4,636,380			4,636,380	737,872			2,587,667	3,325,539	—	1,310,841
5. 薬草事業	697,143	1,078,683	0	0	1,775,826	786,259			420,446	1,206,705	—	—
公益事業	697,143				697,143	697,143				697,143	0	—
収益事業		1,078,683	0	0	1,078,683	89,116			420,446	509,562	—	569,121
6. 配送事業	0	356,900			356,900	0			0	0	—	—
収益事業		356,900			356,900					0		356,900
7. 雑収入	0	0	927,166	0	927,166						—	—
収益事業			927,166		927,166						—	927,166
8. 雑損失		0			0			200		200		—
収益事業					0			200		200		-200
計	26,166,855	20,988,380	927,166	697	48,083,098	29,970,250	631,730	200	13,447,338	44,049,518	0	4,033,580
合計	26,166,855	21,915,546		697	48,083,098				44,049,518			4,033,580

- 減価償却 1,266,490
+ 固定資産 631,730

当期純利益 **3,398,820**

農林業公社の存在意義・ビジョン

食と農を軸に地域が内側から豊かになっていく土壌を築くこと

そののわ
SONINOWA



多様な農業者・村民が、曾爾村の地域資源を軸に未来志向でつながり、学び合いながら、豊かな暮らしを営む。一人ひとりが内発的な幸福感を持つことができる状態を創出する

産業政策の側面

農業産地育成支援

持続可能な暮らしを可能にする多様な農業モデルの構築により、曾爾村が連綿と築いてきた農業を、新たな移住者も迎えながら実現する

※農産物流通販売事業（販路構築、流通システム、米ブランド化、規格外トマト）、新規就農支援事業

社会政策の側面

農地保全

高齢化により個別で農地の維持管理が難しくなる中、作業の部分受託を中心に農地を守る仕組みを運営する

※農作業受託事業、農地管理支援事業

地域づくりの側面

地域価値・関係性創出

足元の地域資源に目を向け、その価値を顕在化することにより、村に暮らす人が村の価値を再認識し、誇り・幸福感を持つとともに、人が集い、新たなチャレンジを起こす機運を醸成する

※地域イノベーション事業、薬草、そののわマルシェ

村の農業の未来にとって真に大切なものを前例にとらわれず柔軟に、スピーディーに実施